

65歳以上の方へ

# 介護保険料が変わります

みんなで支える介護保険

市では令和6年度～同8年度までの新しい介護保険事業計画（第9期）を策定しました。これにより、4月から65歳以上の方の介護保険料が変更になります。介護サービスが必要になったときに、安心して利用できるよう保険料の納付にご理解をお願いします。

## ●65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料

国の標準段階が9段階から13段階へ改正されることに伴い、市においても段階を増やし負担割合を改正します（下表）。今回の改正により、高所得者の保険料は増加し、低所得者の保険料は低減することとなりますが、令和4年と同5年の所得がおおむね変わらない場合であっても、金額が増加または減少することがあります。

### ●詳しい通知書は7月上旬に発送します

65歳以上の方の令和6年度の介護保険料に関する通知書は、7月上旬に送付します。保険料額や納付方法などの詳細は、通知書で確認してください。



## ●保険料段階

段階	対象者	負担割合	年額
第1段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人などの方々のための支援給付を受けている方、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税	0.455 ↓ 公費軽減後（注3）	27,300円 ↓ 公費軽減後 17,100円
		0.285	
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額（注1）の合計	0.685 ↓ 公費軽減後	41,100円 ↓ 公費軽減後 29,100円
第3段階		0.485	
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、前年の公的年金収入金額とその他の合計所得金額の合計	0.690 ↓ 公費軽減後	41,400円 ↓ 公費軽減後 41,100円
第5段階		0.685	
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額（注2）	0.900	54,000円
第7段階		1.000	60,000円
第8段階		1.200	72,000円
第9段階		1.300	78,000円
第10段階		1.500	90,000円
第11段階		1.700	102,000円
第12段階		1.900	114,000円
第13段階	2.100	126,000円	
		2.300	138,000円
		2.400	144,000円

（注1）年金の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した合計所得金額。

（注2）長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した合計所得金額。

（注3）「公費軽減」とは、低所得者の保険料軽減措置をいう。（国費 1/2、道費 1/4、市費 1/4）

関介護保険係 Tel 74-4182 介護保険全般に関すること

関市民税係 Tel 74-4864 介護保険料に関すること